

令和4年度答申第40号
令和4年9月15日

諮問番号 令和4年度諮問第36号（令和4年8月1日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 中小企業退職金共済法10条5項に基づく退職金減額不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「中退共法」という。）10条5項に基づき、退職した被共済者（以下「本件被共済者」という。）の退職金の額を減額して支給することの認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたところ、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、本件認定申請を不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

(1) 中退共法10条1項は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、被共済者（事業主が機構との間で締結した退職金共済契約（事業主が機構に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇

用する従業員の退職について退職金を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)に基づき、機構がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。以下同じ。)が退職したときは、その者に退職金を支給する旨規定する。

(2) 中退共法10条5項は、被共済者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者(退職金共済契約の当事者である事業主をいう。以下同じ。)の申出があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働大臣が相当であると認めたときは、機構は、退職金の額を減額して支給することができる旨規定する。

(3) 中小企業退職金共済法施行規則(昭和34年労働省令第23号。以下「中退共規則」という。)21条1項は、共済契約者は、上記(2)の認定を受けようとするときは、被共済者の退職事由が中退共規則18条(退職金減額の認定基準)各号の一に該当するものであることを明らかにした退職金減額認定申請書を、被共済者が退職した日の翌日から起算して20日以内に厚生労働大臣に提出しなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 本件被共済者は、令和2年1月27日、審査請求人に対し、「2020年3月25日をもって退職させて頂きたい」旨の退職届(以下「本件退職届」という。)を提出し、本件被共済者と審査請求人との間で、同年1月29日までの間3回にわたり、退職についての話し合いが行われた。

(退職届、「補足説明と添付資料について」と題する書面)

(2) 審査請求人は、令和2年3月24日、本件被共済者に対し、懲戒解雇とする旨のメールを送信した。

(令和2年3月24日付けメール)

(3) 審査請求人は、令和2年4月3日付けで、本件被共済者に対し、同年3月24日の懲戒解雇通知について、処分理由の補正及び追加をするとともに、同年4月9日に釈明ないし弁明の機会を与える旨の書面を送付した。

(処分理由の補正及び追加)

(4) 審査請求人は、令和2年4月9日付けで、本件被共済者に対し、同日をもって懲戒解雇とする旨の通知書を送付した。

(懲戒解雇通知書)

(5) 審査請求人は、共済契約者として、令和2年4月15日、処分庁に対し、

本件被共済者の退職日を同月9日として、同人に係る退職金減額認定申請書（以下「本件認定申請書」という。）を提出し、本件認定申請をした。

（退職金減額認定申請書）

（6）処分庁は、令和2年8月18日、本件認定申請に対し、本件不認定処分をした。不認定通知書には、処分の理由として、「中小企業退職金共済法施行規則第21条第1項で定める期間内に申請書が提出されていないため、不認定とする。」と記載されている。

（不認定通知書）

（7）審査請求人は、令和2年11月16日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

（8）審査庁は、令和4年8月1日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件被共済者が審査請求人に対し刑罰法規に触れる詐欺行為により重大な損害を与えたため、本件認定申請を行ったが、処分庁からの不認定通知書には、処分の理由について「中小企業退職金共済法施行規則第21条第1項で定める期間内に申請書が提出されていないため、不認定とする。」と明記されていた。

本件被共済者が審査請求人の金員を詐取した詐欺罪は、許されることなく、退職金を減額することが社会通念上必要と思ひ、審査請求を行う。また、刑事告訴もしており、警察署は告訴状を受理した。

（審査請求書）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 審査請求人は、本件被共済者の退職日の翌日から起算して20日以内に処分庁に対して本件認定申請書を提出しなければならないところ、本件認定申請における退職日について、審査請求人は令和2年4月9日と主張する一方、処分庁は、令和2年3月24日又は同月25日と主張している。

この点、本件被共済者は、令和2年1月27日に同年3月25日をもって退職する旨の本件退職届を審査請求人に対し提出しているところ、一件記録

によれば、本件退職届を審査請求人側が一時預かりとする旨の記載はあるものの、本件退職届の法的効力を無効とする特段の事由を認めることができないことから、同日以降の同年4月9日に本件被共済者を懲戒解雇したという審査請求人の主張は、本件被共済者の退職後の解雇に該当するため、採用することができない。

よって、本件認定申請における退職日は、令和2年3月24日又は同月25日と解するのが相当であり、退職日を本件退職届による同月25日とした場合、翌26日（木）の20日後である同年4月14日（火）までに本件認定申請書を提出（以下「本件提出」という。）することが必要となる。

- 2 また、本件提出の意味合いについて、中小企業退職金共済に関する法令等において、処分庁が受領（到達）した日であるか又は審査請求人が提出（発送・発信）した日であるかに関する規定は存在しないところ、その判断や取扱いについては、処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

この点、行政手続の一般法である行政手続法（平成5年法律第88号）7条において、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（略）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と規定されている。

よって、行政手続法において到達主義が採られていることを勘案すれば、処分庁が本件提出について到達主義を採用し、処分庁が本件認定申請書を受領（到達）した日を本件提出があった日として取り扱うことについては、社会通念上、裁量権の逸脱又は濫用に当たるものとはいえず、処分庁の合理的な裁量の範囲内にあるものとして違法又は不当とならないものといえる。

- 3 以上より、処分庁が、本件認定申請書を令和2年4月15日に受領した本件認定申請に対し、退職日（同年3月24日又は同月25日）の翌日から起算して20日の申請期間を徒過した申請として形式的要件への不適合を理由に行った本件不認定処分は違法又は不当なものであるとは認められず、本件審査請求には理由がないことから本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付：令和2年11月16日

審理員意見書の提出：令和3年6月7日付け

本件諮問：令和4年8月1日

(2) これら一連の手続をみると、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月半を費やしているところ、審理員意見書の提出から本件諮問までに約1年2か月を費やしており、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、審査請求事件の手続の迅速化を図る必要がある。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件不認定処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 退職金減額の認定を受けようとする共済契約者は、退職金減額認定申請書を、被共済者が退職した日の翌日から起算して20日以内に処分庁に提出しなければならないところ（中退共規則21条1項）、本件不認定処分は、退職金減額認定申請書が本件被共済者が退職した日の翌日から起算して20日以内に処分庁に提出されなかったとの理由で行われたものである。

(2) 本件被共済者が退職した日はいつか

本件被共済者は、令和2年1月27日、審査請求人に対して、同年3月25日をもって退職したい旨の本件退職届を提出している。

審査請求人の就業規則には、退職事由の1つとして「自己の都合により退職を願い出て会社の承認があったとき」と規定されているが、審査請求人が提出している資料中「退職に至った経緯」によれば、本件退職届が提出された際、本件被共済者から事前に退職についての相談がされなかったことに苦言が呈され、引継期間をどうするかについてのやりとりがなされたことがうかがわれるものの、「1月29日」に「説得の上、何とか2月25日まで引継ぎ期間を設けることを確認した。」との記載があり、少なくとも1月29日には会社の承認があったと認定することができる。したがって、本件被共済者は同年3月25日に退職したものと解される。

なお、同月24日に、審査請求人から本件被共済者に対し、懲戒解雇とする旨のメールが送信されているが、同メールは審査請求人から本件被共

済者に対する一方的な通知であり、就業規則に定められた釈明ないし弁明の機会が与えられておらず、同メールによる懲戒解雇を有効とすることはできない。

また、その後、審査請求人は、本件被共済者に対して釈明ないし弁明の機会を与えた上で、令和2年4月9日付けの書面をもって、同日本件被共済者を懲戒解雇とする旨の通知をしているが、この通知は、本件被共済者が退職した後に出されたものであり、既に退職した者に対する懲戒解雇通知であって無効である。

(3) 退職金減額認定申請書が提出されたのはいつか

退職金減額認定申請書は、本件被共済者が退職した令和2年3月25日の翌日から起算して20日以内、すなわち同年4月14日までに処分庁に提出されなければならない。

本件認定申請書は、令和2年4月14日の日付が記載されているものの、同申請書が処分庁に到達したのは、同年4月15日である。

したがって、中退共規則21条1項所定の期間内に退職金減額認定申請書が提出されなかったというほかないので、本件不認定処分に違法又は不当な点はなく、審査庁の判断は妥当である。

3 付言

中退共規則21条1項に規定する「提出」の日は、処分庁に到達した日であるが、機構ホームページのQ&A(8-1-7)には、「退職日の翌日から起算して20日以内に、「退職金減額認定申請書」及び別紙「退職金減額認定申請に係る被共済者の「退職事由」について」を《厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課》あてに送付してください。」と記載されており、この記載では期限とされる日までに発送すればよいかのような誤解を生む可能性もあるので、改善が望まれる。

4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委員 戸 谷 博 子
委員 木 村 宏 政

委 員 交 告 尚 史